

6

6 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 横浜市全体に関する事項
2. 重点区域に関する事項

6 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 .横浜市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横浜市には、国指定の文化財 87 件、県指定の文化財 79 件、市指定の文化財 177 件の計 343 件が指定されているほか、国の登録有形文化財 50 件、市の登録文化財 99 件が登録されている。(令和 6 年(2024) 12 月現在)。また、本市独自の制度である歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物が 212 件、認定歴史的建造物が 104 件存在する(令和 7 年(2025) 1 月現在)。加えて横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定景観形成歴史的建造物が 3 件指定されている(令和 7 年(2025) 1 月現在)。

国、神奈川県、横浜市の指定等文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例、その他関連法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存・活用のための適切な措置を講じる。また、市民、NPO 等の市民団体や民間企業等の能力を活用しながら、普及啓発活動、公開活用等の保存・活用を図る。国や民間の補助金などの情報収集、所有者への情報提供を行うとともに、クラウドファンディングなどの新たな財源確保に取り組む。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。

未指定の文化財についても把握調査などを進め、文化財保護法・条例、その他本市が定める要綱等に基づき、適切な保存・活用に努める。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財によっては劣化や損傷、人為的な改変等により、歴史的・文化的価値が損なわれやすく、一度損なわれた価値を取り戻すことは難しいため、文化財の特性に応じた適切な修理・整備が重要である。そのため、現地調査や関連資料、保存活用計画などに基づいて文化財価値を損なわない修理・整備及び維持管理を実施する。また、それらの実施にあたっては、関係法令を遵守し、文化庁、県との協議や横浜市文化財保護審議会等における専門家の指導・助言を得ながら進めていくものとする。

また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、神奈川県の補助制度の活用と併せ、横浜市指定・登録文化財及び歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物に対する補助金等の支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では時代領域の異なる博物館 5 施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)のほか、横浜みなと博物館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを管理・運営している。これらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、神奈川県立金沢文庫やその他施設間の相互連携にも取り組む。

所蔵する文化財や歴史資料等の保管については、特性に応じた温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えた保管する場所、スペースが必要である。教育委員会が所管する博物館 5 施設が所蔵する資料は約 57 万点に上るが、資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれており、

所蔵品の保管場所の確保が課題となっている。また、市内の発掘調査で出土した出土品等を保管する埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いており、早急に保管場所を確保する必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

横浜の都心部は、特に開発圧力が強い地域であるが、昭和 40 年代から横浜市市街地環境設計制度等により、また、郊外部については、緑地保全制度等を活用しながら文化財等の周辺環境の保全を進めてきた。これらの制度に加え、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら、文化財周辺の環境の保全を図っていくものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

横浜市では、災害による毀損や滅失の恐れがあることから、防災・防犯対策を検討し、リスクの軽減を図ることが、文化財の保存・活用においても重要となる。

火災に対しては、地元消防署・消防団及び文化財所有者が発災後の初期対応を確認する文化財防火デー（毎年 1 月）を実施し、日常的に火災に備える対策を講じる。放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を実施するなど、発災時に適切に対応できるような支援を引き続き実施していく。

各文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置や防犯対策を適宜講じていく。また、保存活用（管理）計画を策定している建造物については、同計画に記載する防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。

文化財の収蔵庫については、特に、横浜開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館の収蔵庫等は風水害による内水の浸水区域に所在するため、所蔵資料の整理や移動等の対策を進めていく。

さらに、横浜市が所管している史跡・名勝・天然記念物で土砂災害警戒区域となっている崖は約 40 か所あるため、文化財への影響が軽微となる手法で、計画的に防災・減災のための措置を実施していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用にさまざまな主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財や横浜の歴史文化に触れる機会や保存・活用の取組・イベント等に関する情報に、アクセスしやすい環境となっていることが望ましい。このため、横浜市では「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」や「都市の記憶－横浜の主要歴史的建造物－」といった広報誌の発行、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の公開講座の実施等を行っている。また、横浜市の公式 Instagram アカウントでは、たびたび歴史的建造物に関する投稿が行われ、10 万人を超えるフォロワーに対する PR となっている。

庁外の取組では、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営する横浜市歴史博物館、横浜

開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館などの展示施設における企画展示やセミナー
収蔵資料のデジタル化・公開、オンライン講座の実施、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの
実施、公益財団法人横浜市観光協会による観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活
発に実施されている。

今後も、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、さまざまな分野が連携し、市民・
来街者等に対する積極的な普及啓発を通じた理解促進や文化観光の一層の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

横浜市は周知の埋蔵文化財包蔵地が2,417箇所（令和4年（2022）4月現在）周知されている。埋
蔵文化財包蔵地の分布状況については、横浜市行政地図情報提供システム内の「文化財ハマ Site」で
公開している。埋蔵文化財包蔵地において土木工事等が行われる際は、事前の届出を求めており、協
議を実施し、必要に応じて発掘調査等を指示するなどの保護措置を図る。また、埋蔵文化財包蔵地以
外の地域についても、埋蔵文化財が発見された場合は、工事主体者等への報告を求め、必要に応じて
保護措置を図るものとする。

埋蔵文化財を適切に取り扱い、文化財保護への理解促進につなげる。

(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針

横浜市では、文化財保護行政を教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管しており、埋蔵文化財専
門職員4名、事務職員5名（うち、係長2名）、総数9名の職員を配置している。また、歴史を生か
したまちづくりに関しては都市整備局都市デザイン室が所管しており、職員8名中のうち係長1名、
担当職員2名を担当として配置している。その他、横浜市で所有する文化財のうち特に建造物につい
ては、各建造物の所管部署にて管理を行っている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、横浜市文化財保護条例に基
づき、横浜市文化財保護審議会を設置している。第19期（令和6年（2024）6月1日～令和8年（2026）
5月31日）の委員は、学識経験者17名（建築3名、保存科学・石造1名、絵画1名、彫刻1名、工芸1名、
考古2名、歴史3名、民俗3名、造園1名、植物生態1名）で構成される。また、歴史を生かしたま
ちづくりに関する推進体制として、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推
進を図るため歴史的景観保全委員を設置しており、第18期（令和6年（2024）4月1日～令和8年（2026）
3月31日）には13名（学識経験者10名、建造物所有者1名、ほか有識者2名）の委員を委嘱している。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、地域で活動している市民団体や事業者等と行政との連携が必要である。
そのため、文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握やネッ
トワーク構築を目指すとともに、市内においても連携を図りながら文化財の保存・活用の体制を構築
していく。

なお、本市では文化財保護条例が制定される前の1977（昭和52）年から、市内に伝わる民俗芸能の
うち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選定し、これらの保存団体を育成する事業を進めてき
た。現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、

後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を、「認定団体」に選定し、保存継承に必要な経費の一部補助等を行っている。

《無形民俗文化財保護団体リスト》

横浜市では、これまでの調査で把握してきた、市内で活動している無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考し、「認定団体」としている。

令和6年度（2024）は、68団体を認定団体に選考している。

※横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定、登録とは異なる制度である。

令和6年度認定団体

番号	種別	行われている区	団体名
1	祈年	磯子	夏越大祓保存会
2	祈年	神奈川	追儺式保存会
3	夏祭	金沢	汐祭保存会
4	神楽	鶴見	土師流市場神代郷神楽萩原社中
5	神楽	神奈川	土師流子安神代神楽横越社中
6	神楽	港北	港北神代神楽佐相社中
7	念仏芸	港北	注連引き百万遍保存会
8	念仏芸	旭	三佛寺双盤講
9	念仏芸	青葉	真福寺双盤講
10	念仏芸	青葉	市ヶ尾地藏堂双盤講
11	念仏芸	緑	慈眼寺双盤講
12	念仏芸	戸塚	専念寺双盤講
13	念仏芸	港北	圓應寺柴燈護摩火渡修法会
14	祭囃子	鶴見	生麦囃子保存会
15	祭囃子	鶴見	潮田囃子保存会
16	祭囃子	神奈川	二ツ谷囃子松健睦
17	祭囃子	南	六ツ川大池囃子
18	祭囃子	港南	横浜関古式囃子保存会
19	祭囃子	保土ヶ谷	川島囃子保存会
20	祭囃子	保土ヶ谷	西谷囃子睦会
21	祭囃子	旭	本村囃子連中
22	祭囃子	旭	半ヶ谷囃子保存会
23	祭囃子	旭	上白根囃子保存会
24	祭囃子	旭	笠はや志保存会
25	祭囃子	磯子	森囃子保存会
26	祭囃子	金沢	釜利谷宿郷土芸能保存会
27	祭囃子	金沢	野島囃子保存会
28	祭囃子	金沢	六浦三艘屋台保存会
29	祭囃子	金沢	谷津囃子保存会
30	祭囃子	金沢	六浦川町諏訪社連
31	祭囃子	金沢	柴祭囃子保存会
32	祭囃子	金沢	寺前木遣囃子保存会
33	祭囃子	金沢	洲崎囃子保存会
34	祭囃子	金沢	洲崎木遣保存会
35	祭囃子	港北	太尾囃子保存会
36	祭囃子	都筑	折本囃子連中

番号	種別	行われている区	団体名
37	祭囃子	都筑	南山田囃子連
38	祭囃子	都筑	大棚町囃子連中
39	祭囃子	青葉	平川囃子保存会
40	祭囃子	青葉	下恩田囃子保存会
41	祭囃子	青葉	鉄囃子保存会
42	祭囃子	青葉	荏子田囃子連
43	祭囃子	青葉	下谷本杉山神社囃子保存会
44	祭囃子	青葉	下市ヶ尾囃子連
45	祭囃子	緑	寺山囃子保存会
46	祭囃子	戸塚	谷矢部囃子連中
47	祭囃子	戸塚	谷矢部東囃子連
48	祭囃子	戸塚	子之神神社囃子連中
49	祭囃子	泉	中田囃子保存会
50	祭囃子	瀬谷	橋戸囃子連中
51	祭囃子	瀬谷	相沢囃子保存会
52	祭囃子	南	横浜木遣保存浜声会
53	古民謡	中	横濱港聲睦會
54	古民謡	南	野毛山節寿鶴保存会
55	古民謡	戸塚	平戸古民謡保存会
56	雅楽	港北	横浜興禅寺雅楽会
57	囃子	金沢	町屋囃子保存会
58	古民謡	金沢	町屋木遣・纏保存会
59	囃子	戸塚	下倉田囃子連
60	祭囃子	中	半蔵囃子保存会
61	祭囃子	青葉	上恩田杉山神社囃子保存会
62	祭囃子	戸塚	熊野神社囃子連
63	太鼓芸	西	杉豊太鼓同好会
64	祭囃子	金沢	鴨居郷土芸能保存会
65	祭囃子	緑	瀬戸囃子保存会
66	祭囃子	金沢	南福囃子保存会
67	祭囃子	港北	岸根囃子連
68	祭囃子	金沢	六浦睦木遣囃子保存会

2.重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

横浜市の重点区域は「関内区域」「山手区域」「みなとみらい21区域」「三溪園周辺区域」の4か所を指定している。

関内区域は、旧山下居留地や日本大通りを含む関内一帯を範囲として横浜の都心臨海部に立地する。区域内には、明治期から昭和期にかけて建てられた、横浜市開港記念会館などの重要文化財4件、史跡1件（旧横浜正金銀行本店）、名勝地3件（山下公園、日本大通り、横浜公園）、登録有形文化財2件、神奈川県指定有形文化財1件、横浜市指定有形文化財4件、横浜市登録地域有形文化財1件、横浜市登録史跡9件、横浜市認定歴史的建造物26件が所在しており、明治から大正期にかけて整備され近代港湾施設や近代建築、土木産業遺構等が歴史的風致を伝えている。

山手区域は、かつて外国人が居住した旧山手居留地である山手町に加え、元町商店街、新山下地区一帯等を含み、関内区域に隣接している。区域内には重要文化財1件（旧内田家住宅（外交官の家））、名勝1件（山手公園）、登録有形文化財3件、横浜市指定有形文化財5件、横浜市指定史跡1件、横浜市登録史跡1件、横浜市認定歴史的建造物30件が所在し、西洋館や公園、教会、学校、ブラフ積みやブラフ溝などが、歴史的風致を伝えている。

みなとみらい21区域は、近代港湾の発祥の地である横浜港を含む現・みなとみらい21地区の一部を範囲とし、関内区域に隣接している。区域には、重要文化財3件（旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）、横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）、日本丸）、横浜市認定歴史的建造物6件が所在し、明治期から昭和初期にかけて整備された近代港湾施設や土木産業遺構等が、歴史的風致を伝えている。

三溪園周辺区域は、実業家で茶人の原三溪によって造られた日本庭園である三溪園とその周辺地域を範囲としており、中区本牧三之谷及び本牧元町に立地する。区域内には、旧燈明寺三重塔などの重要文化財10件、白雲邸などの横浜市指定有形文化財3件、名勝1件（三溪園）等が所在し、庭園と古建築が一体となった空間が歴史的風致を伝える。

これら重点区域内の文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び横浜市文化財保護条例その他関連法令に基づき、所有・管理者と連携しながら引き続き保存・管理・整備等を行うとともに、地域住民の理解のもと、文化財やまちの価値・魅力向上や適切な維持保全体制の構築に向けて効果的な活用を推進する。なお、これら重点区域は、横浜市文化財保存活用地域計画における「文化財保存活用区域」と重複しており、連携して取組を推進する。

【対応する事業】

- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業
- ・歴史的建造物の全数調査事業

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、すでに公開活用されているものが多い。文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、適宜修理・整備を行っていく。その他、登録有形文化財、横浜市認定歴史的建造物を含む未指定文化財についても、所有者・管理者との協議のうえ、保全活用に対する支援を実施する。

関内区域においては、重要文化財である横浜開港記念会館の大規模な保存修理が令和5年度（2023）

に完了した。また、横浜開港資料館では、文化庁の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、横浜開港資料館が「横浜開港」の歴史を中心に文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指し、文化観光拠点としての機能強化を図っている。

三溪園周辺区域においては、約30年ごとのサイクルで行っている重要文化財建造物の保存修理事業と耐震補強工事（先に実施済みの春草廬を除く9棟）が平成30年度（2018）から始められている。令和5年度（2023）までに第Ⅰ期工事の臨春閣、旧東慶寺仏殿、月華殿が終了し、令和6年度（2024）からは、旧矢筈原家住宅、旧燈明寺三重塔を対象とした第Ⅱ期工事に着手している。

各区域のその他の文化財建造物についても保存修理を順次実施するとともに、民間所有のものについても技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- ・旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

関内区域、みなとみらい21区域では、重要文化財である旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、氷川丸、旧横浜船渠第1号ドック・第2号ドック、帆船日本丸をはじめとして数多くの文化財建造物が保存・活用されている。特にみなとみらい21区域では旧横浜船渠第2号ドックを復元したドックヤードガーデンや、文化商業施設としても活用される赤レンガ倉庫、鉄道路線や橋梁を活用した歩行者用プロムナードの自動車道など、数多くの歴史的建造物が保全活用され集積する横浜の名所となっている。山手区域では、市が所有する「山手234番館」「エリスマン邸」「ベーリック・ホール」「ブラフ18番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」「外交官の家（旧内田家住宅）」の7館が公園内に存し、建物・暮らし・山手の魅力等を伝える施設として一元的に公開活用されている。三溪園周辺区域では、国指定の名勝である三溪園全体が公開されており、その中で「臨春閣」「旧矢筈原家住宅」「旧燈明寺三重塔」「白雲邸」「旧原家住宅（鶴翔閣）」などの有形文化財を見ることができる。

引き続き、重点区域内の回遊性向上や賑わい形成に資する活用のあり方については、観光スポットを回遊する「あかいくつ」バス、連節バスを利用した「ベイサイドブルー」や横浜都心部エリアで利用できるシェアサイクル「ベイバイク」による回遊促進、横浜市広告付案内サインによる情報発信をするとともに、民間活力の導入も視野に入れながら検討を行い、活用を行っていく。文化財の所在や価値を示した案内板や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・更新、再整備等を進めていく。

【対応する事業】

- ・山手西洋館公開活用事業
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を含めた地区一帯の魅力・価値の向上を図るため、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら良好な周辺環境の形成を推進する。特に重点区域の範囲は、横浜市景観計画に基づく景観推進地区と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」として、「関内地区」、「みなとみらい21中央地区」、「みなとみらい21新港地区」、「山手地区」に指定されており、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更など必要な環境保全の措置が講じられている。引き続き、これらの関連法令に基づき、市民や事業者等と連携しながら、重点区域内の文化財の周辺環境の保全に努めていく。また、特に主要な文化財の存する街区や周辺の公園、街路等については、文化財の魅力を楽しむ都市の活力向上を目指し、戦略的な整備や適切な維持保全を行い、必要に応じてサインの設置等を行う。

【対応する事業】

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・ガーデンシティ推進事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

保存活用計画に準じた耐震診断・補強、火災報知機や消火設備、避雷設備、炎感知器、防犯設備等の設備機器の整備と保守管理などのハード面の整備や、文化財防災デー等を活用した消火訓練等のソフト面での対応など、それぞれの建造物の特性に応じた防災・防犯対策を講じていくよう努める。

なお、文化財の耐震対策については、重要文化財の横浜開港記念会館や旧横浜正金銀行、横浜市指定有形文化財の旧露亜銀行、横浜市認定歴史的建造物の赤レンガ倉庫など、複数の建物で実施されている。その他、民間所有の文化財などについては、技術的支援や補助金等の支援措置を講じながら耐震対策を促進する。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業

- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の収集・展示等を行う施設として、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館に加え、横浜開港の歴史を伝える横浜みなと博物館などがある。市民・来街者への普及啓発に向け、横浜の歴史を伝える展示等を行うとともに、多言語化の対応やバリアフリー対応、ホームページの充実化等を進める。

市民団体等においても、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローによる観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。また、地区の歴史・横浜の歴史の調査研究や普及啓発団体として、NPO 法人横浜ブラフアーカイヴスや公益社団法人歴史資産調査会等も存在し、これらと連携した更なる普及啓発活動の推進に努める。

【対応する事業】

- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、関内区域に6箇所、山手区域に8箇所、みなとみらい21区域に2箇所、三溪園周辺区域に2箇所存在する。基本的には、前述の「方針」に基づいて保護を図るが、横浜の特徴ともいえる近代遺跡が発見される可能性が高いため、近代遺跡の保護についても取り組んでいく。なお、本市では平成21年（2009）5月に「横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱」を制定し、これに基づき近代の埋蔵文化財についても保護の取組を推進している。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取組む団体として、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団やNPO 法人横浜ブラフアーカイヴス、公益社団法人歴史資産調査会等の団体がさまざまな活動を展開している。地域住民や市民団体、事業者等と横浜市が連携し、官民協働により歴史的風致の維持向上を推進していくものとする。特に横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を有する博物館を中心に、多様な主体との連携事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指す。

【対応する事業】

- ・ 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・ 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業